

平成 30 (2018) 年税制改正大綱

平成 29 年 12 月 22 日に閣議決定した平成 30 年度税制改正の大綱が公表されました。

税制改正の方向性としては、**個人と賃上げ及び設備投資に消極的な法人には増税**、**賃上げ及び設備投資に積極的な法人や外国から日本国内に来る個人には減税**、その他、BEPS 対応、電子化 (e-TAX) の利用促進であり「投資」を促す改正と考えられます。

【個人所得課税】

① 給与所得控除等の改正

控除額が一律 10 万円引き下げる。

給与等の収入金額	現行	改正案
162.5 万円以下	65 万円	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40%-10 万円
180 万円超 360 万円以下	その収入金額×30%+18 万円	その収入金額×30%+8 万円
360 万円超 660 万円以下	その収入金額×20%+54 万円	その収入金額×20%+44 万円
660 万円超 850 万円以下	その収入金額 ×10%+120 万円	その収入金額×10%+110 万円
850 万円超 1,000 万円以下		195 万円
1,000 万円超	220 万円	

② 公的年金等控除額の改正

控除額が一律 10 万円引き下げ所得区分と上限額(最大 195.5 万円)を設ける。控除額は定額控除額と定率控除額の合計額とする。ただし最低保証金額に満たない場合には、最低保証額とする。

所得区分	1,000 万円以下		1000 万円超 2000 万円以下		2,000 万円以下	
年齢区分	65 歳未満	65 歳以上	65 歳未満	65 歳以上	65 歳未満	65 歳以上
定額控除	40 万円		30 万円		20 万円	
定率控除	50 万円控除後の公的年金等の収入金額に以下の率を乗じて計算する。					
	360 万円以下		の部分		25% (最大 90 万円)	
	360 万円超 720 万円以下		の部分		15% (最大 54 万円)	
	720 万円超 950 万円以下		の部分		5% (最大 11.5 万円)	
最低保証額	60 万円	110 万円	50 万円	100 万円	40 万円	90 万円

*所得区分は公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額で判定します。

③基礎控除の改正



所得税及び住民税の基礎控除額を **10 万円引き上げる**。但し、合計所得金額が 2,400 万円を超える個人については、基礎控除額を減額する。

合計所得金額	所得税	住民税
2,400 万円以下	48 万円 (38 万円)	43 万円 (33 万円)
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円 (38 万円)	29 万円 (33 万円)
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円 (38 万円)	15 万円 (33 万円)
2,500 万円超	0 万円 (38 万円)	0 万円 (33 万円)

() の数字は現行の基礎控除額です。

基礎控除の増額に伴い配偶者控除や扶養親族等の所得基準が改正されます。

④ 青色申告特別控除額の改正



正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除額を 65 万円から **55 万円に引き下げる**。ただし、電子帳簿保存法の定めるところにより電磁的記録の備え付け及び保存又は確定申告期限までに e-TAX で申告している場合の控除額は 65 万円とする。

⑤ 電子化の対応

- ・年末調整において生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除の証明書を電磁的方法により提供する場合には、書面による控除証明書の提出に代えることができる。
- ・支払調書等の e-TAX 又は光ディスク等による提出義務の判定基準が現行の 1,000 枚以上から **100 枚以上に引き下げる**。

⑥ 森林環税（仮称）の創設



新しい国税として、住民ひとりにつき年額 1,000 円を市町村が個人住民税と併せて徴収する。

【資産課税】

⑦ 事業承継税制の特例の創設等



非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度の創設

- ✓ 特例後継者（仮称）が特例認定承継会社（仮称）の代表権を有していた者から贈与又は相続若しくは遺贈（以下、⑦において「贈与等」という）により当該特例認定承継会社の非上場株式等を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する **贈与税又は相続税の全額** について、その特例後継者死亡の日等までその納税を猶予する。
- ✓ 特例後継者が特例認定承継会社の **代表者以外の者から贈与等により取得す**

る一定のものについても納税猶予の適用対象とすることができる。

- ✓ 現行の事業承継税制における雇用確保要件を満たさない場合であっても納税猶予の期限は確定しない。
- ✓ 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特例承継期間経過後に、特例認定承継会社の非上場株式の譲渡や特例認定承継会社が合併又は解散等をするときは一定の金額を免除する。

⑧ 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(相続税・贈与税)

- ・ 特例農地等の範囲に特定生産緑地である農地等及び三大都市圏の特定市の田園住居地域内の農地を加える。
- ・ 特定生産緑地の指定又は指定の期限の延長がされなかった生産緑地については、現に適用されている納税猶予に限り、その猶予を継続する。

(相続税のみ)

- ・ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（仮称）に基づく一定の貸付けされた生産緑地を適用対象とする。
- ・ 三大都市圏の特定市以外の地域内の生産緑地について、営農継続要件を現行の 20 年から終身に改正する。

⑨ 小規模宅地等の課税価格の計算の特例制度の見直し

(特定居住用宅地等)

- ・ 持ち家に居住していない者（家なき子）について、以下の場合には小規模宅地等の課税価格の計算の特例の対象者から除外する。
 - 相続開始前 3 年以内に、その者の 3 親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
 - 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者
- ・ 介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について居住用宅地等として適用する。

(特定の同族会社事業用宅地等 不動産貸付等の宅地等)

- ・ 貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前 3 年以内に貸付事業の用に供された宅地等を除外する。

⑩ 相続税・贈与税の納税義務の範囲の見直し

相続開始又は贈与の時において国外に住所を有する日本国籍を有しない者等が国内に住所を有しないこととなった時前 15 年以内において国内に住所を有していた期間の合計が 10 年を超える被相続人又は贈与者（当該期間引き続き日本国籍を有していなかった者であって、当該相続開始又は贈与の時において国内に

住所を有していないものに限る) から相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については相続税又は贈与税を課税しない。

【法人課税】

⑪ 所得拡大促進税制の改組

(中小企業者等以外の場合)

青色申告書を提出する法人が平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の 15% の税額控除とする。この場合において、教育訓練費の額が比較教育訓練費の額に対する増加割合が 20% 以上であるときは、給与等支給増加額の 20% の税額控除に拡大する。ただし、控除可能限度額は当期の法人税額の 20% とする。

(適用要件)

- 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が 3% 以上であること。
- 国内設備投資額が減価償却費の総額の 90% 以上であること。

(中小企業者等の場合)

中小企業者等の場合は上記の適用要件の緩和や税額控除の枠が拡大されている。

(適用要件)

- 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が 1.5% 以上であること。
- 国内設備投資基準は設けられていません。

(税額控除額)

給与等支給増加額の 15%

ただし、以下の要件を満たすときは給与等支給増加額の 25% の税額控除とする。

- 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が 2.5% 以上であること。
- 次のいずれかの要件を満たすこと。
 - イ) 教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額に対する増加割合が 10% 以上であること。
 - ロ) 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。

⑫ 租税特別措置の適用要件の見直し 

大企業が平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において次のいずれかの要件を満たさない場合には、その事業年度については研究開発税制など一定の税額控除を適用できないように改正する。

- 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。
- 国内設備投資額が減価償却費の総額の 10%を超えること。

【消費課税】**⑬ 国際観光旅客税(仮称)の創設** 

出国する観光旅客等は出国 1 回につき 1,000 円を航空会社等が特別徴収し納付する。

⑭ 輸出物品販売場(免税店)制度の見直し **・免税販売手続の電子化**

免税店を経営する事業者が外国人旅行者から旅券等の提示を受け、その購入の事実及び氏名その他の旅券等に記載された情報に係る電磁的記録を、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供する方法とする。

電子化に伴い以下の手続きを廃止する。

- 購入記録票の貼付けを受け、旅券等との間に割印を受ける手続き
- 購入者誓約書及び旅券等の写しの提出及び事業者による保存義務
- 外国人旅行者による税関長への購入記録票の提出義務

・免税販売の対象下限額の判定見直し

「食品類、飲料類、薬品類、化粧品類、その他の消耗品」と「一般物品」は区分して免税の対象としていましたが、一定の包装等を行う場合には、合算して「消耗品」として免税販売手続きができるように改正する。

上記の他にも、経営競争力強化のための組織再編税制や地方拠点強化税制、たばこ税の改正が予定されています。